

平成30年度補正

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

よくある質問

<IT 導入支援事業者登録について>

質問 1：これから IT 導入支援事業者の登録をしたい。何から始めればいいですか。

質問 2：IT 導入補助金 2019 の IT 導入支援事業者登録スケジュールを教えてください。

質問 3：個人事業主でも IT 導入支援事業者として登録できますか。

質問 4：平成 29 年度補正において IT 導入支援事業者として採択されていた場合、改めて IT 導入補助金 2019 の IT 導入支援事業者登録を行う必要はありますか

質問 5：平成 28 年度補正の IT 導入補助金で IT 導入支援事業者登録をしていましたが、平成 29 年度補正の同事業では登録していませんでした。移行登録は可能ですか。

質問 6：平成 29 年度補正の IT 導入補助金で IT 導入支援事業者として登録していましたが、必ず移行登録をしなければなりませんか。

質問 7：平成 28 年度補正/平成 29 年度補正の IT 導入補助金で補助事業者でしたが、IT 導入補助金 2019 で IT 導入支援事業者の登録申請を行うことは可能ですか。

質問 8：IT 導入支援事業者登録において提出必須の書類はありますか。

質問 9：新設事業者のため、納税証明書/確定申告書が提出できません。代替書類はありますか。

質問 10：審査はどのようにして行っているのですか。

質問 11 : 「IT 導入支援事業者」の採択・不採択はどのように通知されますか。

質問 12 : 既に法人で IT 導入支援事業者として登録済みだが、コンソーシアムの幹事社または構成員としての重複登録も可能ですか。

質問 13 : コンソーシアムの構成員を追加することは可能ですか。

質問 14 : コンソーシアム構成員の登録は誰が行えばいいですか。

質問 1 : これから IT 導入支援事業者の登録をしたい。何から始めればいいのか。

回答 1 : 本事業の HP より IT 事業者ポータルアカウントを発行し、IT 導入支援事業者の登録申請をおこなってください。

質問 2 : IT 導入補助金 2019 の IT 導入支援事業者登録スケジュールを教えてください。

回答 2 : 2019 年 4 月 15 日 (月) より平成 29 年度補正の IT 導入補助金にて IT 導入支援事業者として登録頂いた事業者からの移行登録申請及び IT 導入補助金 2019 から新たに IT 導入支援事業者に登録をされる事業者の新規登録申請が開始されています。

基本的に 1 週間～2 週間程度の審査期間を以って金曜日に採択公表いたします。
※ただし、申請内容に不備や疑義が生じる場合は、その限りではありません。

また、移行登録の最終締切は 2019 年 5 月 31 日 (金) 17:00、
新規登録の最終締切は 2019 年 7 月 23 日 (火) 17:00 を予定しております。

質問 3 : 個人事業主でも IT 導入支援事業者として登録できますか。

回答 3 : 個人事業主の場合、単独で IT 導入支援事業者として登録できません。
ただし、コンソーシアムの構成員として登録が可能です。

質問 4 : 平成 29 年度補正の IT 導入補助金において IT 導入支援事業者として採択されていた場合、改めて IT 導入補助金 2019 の IT 導入支援事業者登録を行う必要はありますか。

回答 4 : 本事業においても IT 導入支援事業者として登録を行う必要がございますが、移行登録として申請手続きを簡素化することができます。
ただし、添付書類の提出及び審査は新規で登録申請を行う場合と同様の基準となります。

質問 5 : 平成 28 年度補正の IT 導入補助金で IT 導入支援事業者登録をしていましたが、平成 29 年度補正の同事業では登録していませんでした。移行登録は可能ですか。

回答 5 : 移行登録は平成 29 年度補正の IT 導入補助金にてご登録されていた IT 導入支援事業者のみ可能になります。
ログイン ID/パスワードの設定を行ったのみで、平成 29 年度補正の同事業で IT 導入支援事業者登録を行っていない場合、移行登録は行えません。

質問 6 : 平成 29 年度補正の IT 導入補助金で IT 導入支援事業者として登録していました

が、必ず移行登録をしなければなりません。

回答 6：移行登録をされなかった場合でも、平成 29 年度補正の同事業で利用していた IT 事業者ポータルは引き続きご利用可能です。
移行期間終了後に IT 導入補助金 2019 に登録される場合は、新規の IT 導入支援事業者登録申請を行ってください。

質問 7：平成 28 年度補正/平成 29 年度補正の IT 導入補助金で補助事業者でしたが、IT 導入補助金 2019 で IT 導入支援事業者の登録申請を行うことは可能ですか。

回答 7：IT 導入支援事業者としての要件を満たしているのであれば、IT 導入支援事業者登録申請が可能です。
要件については IT 導入支援事業者登録要領をご確認ください。

質問 8：IT 導入支援事業者登録において提出必須の書類はありますか。

回答 8：提出が必須の書類は以下のとおりです。

法人（単独/幹事社/構成員）

以下 2 点合わせてご提出ください。

- ・履歴事項全部証明書（申請時点で発行後 3 か月以内のもの）
- ・税務署の発行する平成 30～31（令和元）年に納税された法人税直近の納税証明書（その 1 もしくはその 2）

個人事業主（構成員）

以下 3 点合わせてご提出ください。

- ・申請時点で有効期限内の運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（申請時点で発行後 3 か月以内のもの）の写しのいずれか
- ・税務署の発行する平成 30～31（令和元）年中に納税された所得税の直近の納税証明書(その 1 もしくはその 2)および所得税確定申告書

※確定申告書は、受領印（もしくは受信通知）があるもののみ対象となります。

※現住所が記載されている必要があります。

※コンソーシアム幹事社の場合、「本事業における情報管理、適正な補助金運用などに関する協定書または契約書」のご提出も必要となります。

質問 9：新設事業者のため、納税証明書/確定申告書が提出できません。代替書類はありますか。

回答 9：代替書類はございません。要領にて指定された書類をご提出ください。
ご提出いただけない場合は登録申請ができかねます。

質問 10 : 審査はどのようにして行っているのですか。

回答 10 : 審査は本事業の実施に関して知見を有する各分野の専門家で構成された外部審査委員会が行っています。

質問 11 : 「IT 導入支援事業者」の採択・不採択はどのように通知されますか。

回答 11 : 採択情報は本事業の HP にて公開します。またメールにて IT 導入支援事業者の担当者宛に連絡するとともに、IT 事業者ポータルより採択通知・不採択通知をダウンロードできます。

基本的に 1 週間～ 2 週間程度の審査期間を以って採択公表いたします。

※ただし、申請内容に不備や疑義が生じる場合は、その限りではありません。

質問 12 : 既に法人で IT 導入支援事業者として登録済みだが、コンソーシアムの幹事社または構成員としての重複登録も可能ですか。

回答 12 : ご登録いただけます。

質問 13 : コンソーシアムの構成員を追加することは可能ですか。

回答 13 : 構成員を追加いただくことは可能です。

IT 事業者ポータルより申請ください。

質問 14 : コンソーシアム構成員の登録は誰が行えばいいですか。

回答 14 : コンソーシアム構成員の登録は、幹事社の担当者またはアカウントを付与された構成員の担当者をご登録ください。